

自然災害と中小企業支援策

◆想定できないような災害が増えた？

近年、急激な天候の変化が大きな自然災害となるケースが増えている感じがします。気候変動の影響で台風ルートが変わったり想定を超える雨量で甚大な被害が発生したり、今まで大丈夫であった場所にも被害が及ぶ事があります。



万が一被害を受けた場合、復旧に費用や時間を要する事がありますが支援策はどのようになっているのでしょうか。

◆災害救助法が適用される災害支援

この法は、被災された方の状況が著しく困難でかつ多数の世帯の住居が滅失した状態の被災地に都道府県が適用し、自衛隊や日本赤十字に応急的な救助の要請、調整、費用負担を行うとともに被災者の救助や保護の活動を行う事を定めています。

中小企業向けには、
 (1)特別相談窓口の設置
 (2)災害復旧貸付の実施
 (3)セーフティネット保証4号実施(突発的災害が原因の売上げ減少による融資申請)
 (4)既往債務の返済条件緩和
 (5)小規模企業共済災害時貸付の適用

さらに激甚災害法に基づき指定されると上記支援策の他に、
 (1)災害関係保証(特例)の実施
 (2)政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引き下げが行われます。

◆保険と共済の適用

経済産業省が今年の3月に公表した資料によると、中小企業に対する国の支援策は事業者による自助を前提とはするものの、平成28年度の台風10号、平成29年度の九州北部豪雨の被災事業者へのヒアリング結果から、各種災害と保険対象の補償を組み合わせた総合保険や休業補償にかかる商品を活用して損害をカバーしたケースをあげています。保険商品の多様化で細かいニーズに応える事が可能になっているとはいえ、活用のためには事業者も保険商品の内容の理解が必要としています。

✓ 新しい権利 配偶者居住権

◆新しい法定された権利の創設

民法が改正され、配偶者居住権が創設されました。被相続人の配偶者が自宅に住み続けることができる権利で、高齢化が進む中、残された配偶者の住居や生活費を確保し易くする、というのが狙いです。

子が自宅の所有権を相続し、被相続人の配偶者が配偶者居住権を相続する、というのが最も典型的な予想ケースとされています。

配偶者居住権は、無条件に取得できるものではなく、遺産分割・遺贈・家庭裁判所の判断などが必要になります。

所有権が第三者に渡っても、そのまま自宅に住み続けることができる、という排他的権利です。

◆評価額と権利の性質

居住権の評価額は平均余命などを基に算出され、不動産の価額は、配偶者居住権の価額と配偶者居住権付不動産の価額とに分割されることになる、と法務省法制審議会民法部会で審議されていました。

◆所得税への影響

相続により承継する配偶者居住権付不動産が、譲渡の

局面に立ち至った場合は、それらの承継取得原価は、借地権と底地の関係のように、各評価額の比で按分されることにならざるを得ません。

◆配偶者居住権の一身専属性

配偶者居住権は一身専属権として死亡と共に消滅するものです。その自然消滅によって、配偶者居住権付不動産は何の制限もない不動産に生まれ変わります。その時に、配偶者居住権の消滅益を認識すべきか、配偶者居住権に対応することになる承継取得原価はどのような扱いになるか、なども必然の検討テーマになります。



お仕事カレンダー 平成30年10月



秋の気配も次第に濃くなり、穏やかな季節になってきました。
いかがお過ごしでしょうか。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	月		18	木	
2	火		19	金	
3	水		20	土	
4	木		21	日	
5	金		22	月	
6	土		23	火	
7	日		24	水	
8	月	体育の日	25	木	
9	火		26	金	
10	水	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(9月分)の納付期限	27	土	
11	木		28	日	
12	金		29	月	
13	土		30	火	
14	日		31	水	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の2月、5月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等> ■ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
15	月				
16	火				
17	水				



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING